



医 指 第 388 号

昭和53年8月2日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生省医務局指導致成課長

自治体病院におけるスモン患者の診察について

スモン患者の診察については、今般、別添内かんの通り国立病院及び国立療養所において対処することとしたところであるが、貴院におかれども、現状を十分御察の上、とくに自治体病院に入院を希望するスモン患者については、現有の病床を活用してその希望に応じることのできるよう格段のご指導をお願いする。

なお、入院希望患者の紹介については、さしあたり別添内かんの取扱要領に準じて厚生省薬務局企画課でとりあつかうこととしていたので了知願いたい。

拝啓 時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、スモン訴訟の推移につきまして、すでに新聞報道等で御承知のことと存じますが、今般、厚生省の難病対策の一環として従来国立病院が担当しておりましたが、新たに国立療養所においてもスモン患者の診療を行うこととなりました。

国立病院においては比較的短期の入院治療を必要とする患者の診療を、国立療養所においては、比較的長期にわたり入院治療を必要とする患者の診療を下記要領により行うことといたしましたので、各施設におかれましては、十分現状を御察察のうえ、献策をもつて対応されまじょう、よろしく御協力をお願い申し上げます。

なお、国立療養所においては、とりあえず現有の神経筋疾患病床を活用して受け入れることとし、今後、患者側の状況等が明確にならば次第関係施設にすれば追って連絡することといたします。

敬 具

記

(取扱要領)

1. 患者団体は、患者個々から提出される国立病院及び国立療養所への入院希望をとりまとめ厚生省薬務局企画課まで送付する。
2. 厚生省薬務局企画課は、患者団体から送付された入院希望について関係医療機関に紹介する。
3. 紹介を受けた医療機関は、紹介された患者についてその結果を薬務局企画課まで報告する。

昭和53年5月18日

医務局国立病院課長

吉 崎 正 義

医務局国立療養所課長

北 川 定 康

国立病院 長

国立療養所 長

殿